

令和 6 年 第 6 回
小林市教育委員会
定例会

会 議 録

令和 6 年 5 月 2 2 日（水）

令和6年 第6回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 令和6年5月22日（水） 15時30分～
- 2 場所 小林市役所 3階 第3会議室
- 3 出席委員 大山和彦 大部菌智子 廣崎真美 園田貞哉 永井良雄
- 4 参与職員 松元公孝 今西敦子 田村智宣 辛島雄樹 山内寿朗 古沢博文
(調製職員) 池北諭子

5 説明職員

6 会議内容

開会 15:30

大山教育長 ただいまより、令和6年5月15日付小林市教育委員会告示第11号で招集されました令和6年第6回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。
報告第8号 小林市地域クラブ活動推進協議会設置要綱の一部改正について説明をお願いします。

今西学校教育課長 報告第8号 小林市地域クラブ活動推進協議会設置要綱の一部改正についてご報告いたします。1ページをお開きください。

本来であれば、議案として提案するべきものでございますが、4月1日施行のため教育長専決とさせていただきました。そのため本日報告させていただくものでございます。

本要綱につきましては、令和3年4月1日から施行しておりまして、施行時は小林市休日の部活動の段階的な地域移行推進協議会設置要綱として、3年間の期間を定めておりました。

期間を定めていた理由としましては、国、県の方針に基づき、令和3年度から令和5年度の3年間で、部活動の段階的地域移行に関する一定程度の方向性を定めることとしていたからです。

しかし、国の方針が年々見直しをされておりました、現在、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間として、地域連携、地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて、早期の実現を目指すこととなっております。

小林市におきましても、国、県の方針を踏まえつつ、生徒にとって望ましい部活動環境を地域が支える仕組みの継続等を、今後も事業として進めて

いくこととしております。このことから、本要綱の改正が必要となりましたので今回改正したものです。

資料の3ページをお開きください。こちらに新旧対照表を載せております。

まず、第4条の委員の任期についてです。

委員の任期について、委嘱又は任命の日から令和6年3月31日までとなっておりましたところを、当該年度の3月31日に改正をしております。

続きまして、附則のところですが、この告示の失効につきまして、この告示は令和6年3月31日限り、その効力を失うという規定をしておりましたが、こちらを削る改正をいたしました。このことによって、この要綱が4月以降も生きてくるということになります。

最後ですけれども、別表第3条関係というところですが、小林市地域クラブ活動推進協議会の委員に、4月に新設をされました国スポ・障スポ推進室長を追加する改正を行ったものです。

説明は以上になります。

大山教育長 ご質問はありますか。

よろしいですか。(はい)

次に、報告第9号 令和6年度奨学生選考委員会委員の委嘱について説明をお願いします。

今西学校教育課長 4ページをお開きください。報告第9号 令和6年度奨学生選考委員会委員の委嘱についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

令和6年度小林市奨学生選考委員会委員名簿を載せております。

本来ならば4月の定例教育委員会でご提案すべきものでございますが、5番、6番の方につきまして、各団体に推薦依頼をしておりましたけれども、4月の定例教育委員会では間に合いませんでした。

次の報告第10号で出て参りますが、選考委員会を5月1日に開催するに当たりまして、選考委員を委嘱しなければなりませんでしたので、教育長専決で6名の方に委嘱をさせていただきました。

なお、委員につきましては、小林市奨学金貸与条例により、中学校及び高等学校の校長、知識経験を有する者となっております。報告は以上です。

大部 菌教育長職務代理者　今までは高等学校の校長先生が2名ほどいらっしゃいましたが、
こちらを減らしたのは何か理由がありますか。

今西 学校教育課長　高等学校の校長先生については、申請者の出身学校にお願いしております。今回は秀峰高校の生徒さんと都城西高校の生徒さんでしたが、都城西高校の校長先生はなかなか出席が難しいということで、秀峰高校の校長先生だけとなりました。委員の人数については8名ですので、もし、申請者の中に、例えば小林高校の生徒さんがいらっしゃれば、小林高校の校長先生に、小林西高校の生徒さんであれば小林西高校の校長先生にお願いして入っていただくこととしております。以上です。

大山 教育長　他にご質問はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。(はい)

次に、報告第10号　令和6年度小林市奨学生の決定について説明をお願いします。

今西 学校教育課長　報告第10号　令和6年度小林市奨学生の決定についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。

奨学金貸与条例に基づきます奨学金に関することは、小林市教育委員会教育長事務委任規則により、教育長委任事務でございますので、報告となります。

まず、奨学金貸与者及び申請状況についてですが、7ページに令和元年度からの状況を載せております。

今年度の申請者数につきましては、表の一番右側、R6となっているところになりますが、3名の方から申請がございました。

奨学金の選考基準といたしましては、中ほどにありますように、学業成績、人物、健康、家庭状況の4項目となっております。

選考委員会について、5月1日に開催しまして奨学生選考の審査をしていただきました。申請者3名全員適当の判定をいただいたところです。

これによりまして、令和6年度の貸与者は、継続の方が15名に今年度の申請者3名を加えまして、18名の方に貸与することになっております。

予算につきましては、新規貸付として6名分を計上しておりましたので、予算内での対応となります。

8ページになりますが、大変申し訳ございません。誤りがございましたので本日差し替えをさせていただきました。差し替えた方の資料をご覧ください。

令和6年度奨学生採用予定者を載せております。

1番の方は専門学校生になります。専門学校ですけれども、専攻科が4年ということで、4年間貸与させていただきます。

2番の方は、現在大学2年生ですので、残りの在学期間として2年間貸与をさせていただきます。

3番の方は、短期大学から専攻科に1年進学をされましたので、1年間の貸与をさせていただきます。今年度の採用者はこの3名の方になります。

説明は以上です。

大部菌教育長職務代理者 返済が滞っていることはありますでしょうか。

今西学校教育課長 過年度分で残っている方がいらっしゃいます。この方々については、定期的な督促を行っておりますけれども、少しずつ分納で納めてらっしゃる方もいれば、ちょっと滞っている方もいらっしゃるので、今年度は臨戸訪問の計画をしております。以上です。

大部菌教育長職務代理者 今の説明を聞いて、例えば分割とか、少ない金額でもいいからという返済の相談が必要だと思います。このままではいけないかなと思います。

今西学校教育課長 本人の状況や連帯保証人といったところの整理も今年度から進めていくことにしているところです。以上です。

大部菌教育長職務代理者 それがいいと思います。

廣崎教育委員 このようなことを踏まえて、この選考基準をもとに選んだとしても、その後の状況の変化によってこういうことが起きるのだと思いますが、このことについて何か対策みたいなことは、選考基準に何かを加えるとか案がありますか。

今西学校教育課長 選考基準については、今のところここに載せております4つの基準になっております。

例えば、生活状況によって、なかなか返せないというときは、分納とかの相談は受けているところです。

この奨学金の貸付基準に所得基準がありますので、そういったところは注視をしながらはなってくるかなと思います。

奨学金をご本人様に貸付けるときに十分説明をして対応させていただいているという状況になります。

特段、返さなかったらこうなりますといった基準の見直しは、考えてないところです。以上です。

大山教育長 よろしいでしょうか。(はい)

それでは、議案に入ります。議案第 31 号 小林市文化会館運営審議会委員の委嘱について説明をお願いいたします。

辛島社会教育課主幹 久保田課長が所要ため出席できませんので代わってご説明いたします。議案第 31 号 小林市文化会館運営審議会委員の委嘱につきまして、教育委員会の承認を求めるものです。

10 ページをお開きください。

当審議会は文化会館の管理運営に関する基本的事項を審議するために設置しておりまして、定数は小林市文化会館設置条例第 6 条第 2 項により、15 名以内と定めております。任期につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間です。

今回の改正により 6 名の方が新たに委員になります。

人選につきましては、各団体からの推薦となっております。

名簿 12 番の方につきましては、学識経験者として推薦いたします。

この方は元音楽の先生で、校長経験者でもあり、市内のコーラスの団体で主催をされている方であります。芸術に精通された方です。

なお、9 番の小林市 P T A 協議会につきましては、5 月 17 日の役員会で決定しましたのでご記入をお願いいたします。以上で説明を終わります。

大部 薫教育長職務代理者 質問ではありませんが、半分ぐらいの方が新しく入れ替わりがあったということで、大変期待がもてます。頑張ってくださいと思います。

大山教育長 ほかにご質問等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。(はい)

それではお諮りしたいと思います。

議案第 31 号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)
ありがとうございました。承認されました。

続きまして議案第 32 号 小林市文化会館自主文化事業選定委員会委員の
委嘱について説明をお願いいたします。

辛島社会教育課主幹 議案第 32 号 小林市文化会館自主文化事業選定委員会委員の委嘱
について、教育委員会の承認を求めるものでございます。資料 12 ページを
お開きください。

小林市文化会館の自主文化事業の推進に係る企画立案、調査及び研究を行
うために、小林市文化会館自主文化事業選定委員会を設置しております。
定数は小林市文化会館自主文化事業選定委員会設置要綱第 3 条第 1 項によ
り、7 名と定められております。

任期につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年
間です。

今回の改正により 4 名の方が新たに新任となります。

この文化会館自主文化事業選定委員会委員につきましては、第 31 号でご審
議いただきました小林文化会館運営審議会委員の中から選任をしております。
以上で説明を終わります。

園田教育委員 メンバーを見ますと、重複している感じになっていますが、違いを教えて
もらえますか。

辛島社会教育課主幹 自主文化事業選定委員会につきましては、この前段の運営審議会か
ら選任をすると定められておりますので、結果、二重のような形になって
おります。この中から 7 名を選任するということで要綱に定められており
ます。

永井教育委員 7 名という説明ですけど、今ここには 6 名しかいませんが、あと 1 名はど
うなりますか。

辛島社会教育課主幹 7 名と定められておりますが、運営上は 6 名で行っております。

大山教育長 7 名以内ですので 6 名で運営ということですね。

よろしいでしょうか。(はい)

それではお諮りしたいと思います。

議案第 32 号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。承認されました。

最後に、次回の日程をお願いします。

池北調製職員 次回の開催についてですが、6月26日水曜日午後3時30分から、市役所
3階 第3会議室で開催したいと思います。よろしくお願いします。

大山教育長 それでは、以上で第6回の定例教育委員会を終わりたいと思います。

閉会 16:20